

**関西電力高浜原発の
使用済燃料の敷地内乾式貯蔵施設の審査に関する質問書（3）
施設の地盤が「変位を生ずる地盤」でないことは確認されていない**

2024年12月16日 美浜の会

原子力規制委員会委員長 山中伸介 様
同委員会 各位
原子力規制庁 原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門 御中
原子力規制庁 原子力規制部審査グループ 地震・津波審査部門 御中

高浜原発の乾式貯蔵施設（以下「施設」）について、これまでの審査会合等で明らかになった問題点、説明不十分な点などを踏まえ、以下を質問する。

12月27日までに、文書での回答を求める。

1. 設置地盤の評価を行うこと（設置許可基準規則3条3項）

設置許可基準規則3条3項は、「耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」と定めている。しかし関電は「地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない」とのただし書きを根拠に「基礎地盤の評価は不要」として評価を行っていない。

11月28日の審査会合では、杉山委員と規制庁から、設置許可基準規則3条3項による設置地盤の安定性の評価が必要ではないかとの指摘があった。

関電は、既許可においても、乾式貯蔵施設の設置場所では、3条3項が求める「変位を生ずるおそれがない地盤」かどうかについて調査していない。

11月15日の審査会合での関電資料1の37頁以降では、設置場所を含めボーリング調査場所が示されているが、評価は斜面の安定性等で、断層の評価は行われていない。

（1）乾式貯蔵施設の設置場所が「変位が生ずるおそれがない地盤」かどうかの調査を行わせるべきではないか。

（2）設置場所及び近傍の断層・破碎帯調査を詳細に実施するため、三次元反射法地震探査を実施し、ボーリング、トレンチ調査等を実施させるべきではないか。

2. 積雪による給気口の閉塞について

関電は11月28日の審査会合で、積雪等による給排気口の閉塞防止について、「積雪等による堆積物が給気口下端を超える場合は、排気口が給気口の役割を果たすことで、給排気口が閉塞しない設計とする」との設計方針を説明した。規制庁は、基準規則の条文を踏まえて申請書の記述を修正することを求めた。

(1) 貯蔵事業許可基準規則解釈第6条には、「崩壊熱を適切に除去できるもの」の規定として、「貯蔵建屋の給排気口は積雪等により閉塞しない設計であること」と明記されている。つまり、給気口、排気口ともに閉塞しない設計にすることが求められている。関電の新しい設計方針は、この基準規則に反しており認められないのではないか。

(2) 土砂によって給気口が閉塞した場合、関電の設計方針で除熱は成り立たないのではないか。

3. 斜面の土砂崩れによる乾式キャスクの除熱機能喪失の危険性について

7月12日の審査会合で石渡前委員は、高浜原発の乾式貯蔵施設が、急斜面から離隔距離をとらずに設置することになっていることに関し、施設に土砂が流れ込んで埋まってキャスクの除熱ができなくなった場合には大丈夫なのかを確認する必要がある旨を指摘した。

関電は、9月24日の審査会合で「一例」として、格納設備が損壊しキャスクの下方の30%が土砂等に埋没した場合の評価のみを報告したが、未だ、キャスク全体が埋まった場合の評価・報告を行っていない。

関電は、11月15日の審査会合では、年に1回と、地震や豪雨など「異常気象発生時」に法面の目視点検を行い、落石、土砂崩れ、地割れなどの異常が発見された場合は周辺地山部の点検も行うと説明している。しかし、そのような異常があった場合にどのように対処するのか、できるのか、示していない。

(1) 30%埋没時だけでなく、キャスクが完全に埋まった場合の除熱について評価が必要ではないか。格納設備が損壊せず、給排気口が閉塞した場合の評価が必要ではないか。

(2) 急峻な斜面の下に乾式貯蔵施設を設置すれば、土砂災害の危険があるため許可はやめるべきではないか。

2024年12月16日

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階

TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581 mihama@jca.apc.org